大阪市告示第1321号

次の施設について、大阪市公園条例(昭和52年大阪市条例第29号)第9条第2項の 規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条 第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開場

施設名	年 月	日	供用時間
	令和7年10月6日	(月)	
南港中央野球場	令和7年10月14日 (火)午前9時から中野球場令和7年10月20日 (月)午後5時まで		
用他中犬對坏物		午後5時まで	
	令和7年10月27日	(月)	
	令和7年10月6日	(目)	午前9時から
	午後5時ま	午後5時まで	
		午前9時から	
南港中央庭球場	7 7 7 7 10月14日	(90)	午後7時まで
	令和7年10月20日(月) 午前9時から	午前9時から	
,	令和7年10月27日	(月)	午後5時まで

2 供用時間の変更

施設名	年月	日	供用時間
南港中央野球場	令和7年10月4日	目 (土) から	午前7時から
用他中大野球场	同月 5 日	目(日)まで	午後9時まで

令和7年10月12日	(日) から
同月13日	(月) まで
令和7年10月31日	(金)

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)